

# 2022年度 法科大学院

## 第1期入学試験問題

### 4時限

## 民事訴訟法・刑事訴訟法

### (論文式)

## 試験時間合計 80分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [民事訴訟法]

XがYを被告とする元本200万円の貸金返還請求訴訟を提起したところ、Yは、第1回口頭弁論期日において、請求棄却判決を求めた上で、貸金返還の合意はないし、200万円の受領の事実もないと主張した。その後、Xは、弁済期前にYから30万円の一部弁済を受けたことを思い出したので、第2回口頭弁論期日において、Yから30万円の弁済を受けた旨主張した。これに対し、Yは、「消費貸借契約が成立しておらず、これを基に弁済した事実もない。」旨主張した。

なお、Xは、訴えの一部取下げをしなかった。

その後の証拠調べの結果、裁判所は、200万円の消費貸借契約が成立し、弁済期も到来したが、弁済期前に30万円の弁済がされ、これとは別に20万円も弁済されたとの心証を抱いた。

問1 裁判所は、30万円の弁済を認め、150万円の支払を命じる一部認容判決をしてよいか。

問2 裁判所は、20万円の弁済があったことを判決の基礎としてよいか。

## [刑事訴訟法]

GPS捜査とは、車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS（全地球測位システム）端末（発信器）を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査である。

このGPS捜査について、下級審の裁判例は、強制処分に当たるとしたものと、任意処分であるとしたものに分かれていた。そのような状況の中で、最高裁大法廷平成29年3月15日判決（以下、「最高裁大法廷判決」という。）は、GPS捜査は強制処分に該当する、との判断を下した。

最高裁大法廷判決と同様の立場（GPS捜査は強制処分に該当する）に立って、①強制処分法定主義の条文、趣旨、②強制処分と任意処分の区別の基準、③GPS捜査が強制処分に該当する理由、について述べなさい。